

基本構想



前 文

本町は、JRの駅を有し、東西南北への交通の便も良いなど地理的優位性があり、自然や歴史・文化が豊かであるなど、これからますます発展する可能性を秘めた町です。

しかし、本町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行など大きく変化をしており、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが予想されています。

また、大型公共事業や更新時期を迎えた公共施設への対応などは、巨額の財源が必要となり、大きな問題になる可能性があります。

今後、様々な課題を乗り越え、夢と誇りをもち続けられるまちづくりを推進していくためには、本町の強みを有効に活用し、本町の最高規範である「垂井町まちづくり基本条例」にもあるように、住民・議会・行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力してまちづくりに取り組むことが必要です。

そのため、本町では、地方自治法による義務付けは無くなりましたが、住民・議会・行政、それぞれのまちづくりの主体が、今後のまちづくりの方向性や方策を共有し、その実現に向けて計画的に取り組むため、「まちづくりの総合的なナビゲーション」として、新総合計画である垂井町第6次総合計画を策定します。

第1章 垂井町の将来像

ひととまちが輝く 地域共創都市

～さらなる やさしさと活気を求めて～

垂井町は、前計画である第5次総合計画において、「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」を将来像として、住民・議会・行政がそれぞれの役割と責務を明らかにした「まちづくり基本条例」を策定し、協働のまちづくりの推進を図るとともに、幼保一元化*の推進やインフラ*整備、積極的な企業誘致、教育の充実など、様々な施策に取り組み、これらの施策は着実に成果を得て、本町発展に寄与してきました。しかしながら、現在の社会情勢は、予想以上の速さで変化しています。

今、本町にとって最大の課題は、「人口減少」への対応です。この誰もが経験したことがない社会構造の変革の波は、日本全体に押し寄せており、全国の自治体がこの難題に取り組んでいます。この「人口減少」は、「やさしさ」に代表される地域での支え合いや生きがいといった地域コミュニティの維持を妨げ、「活気」に代表される人や企業などの活動の低下を招き、さらには、人や企業などを各自治体が獲得しあうという、過剰な地域間競争を生み出す恐れがあります。

こうした状況の中、本町は、すべての住民がまちづくりの主権者であることを認識し、まちづくりに積極的に参加するように努め、地域力を高めながら、さらに地域全体がよりよい町となるよう願い、住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、持続可能で活力ある町であり続けられるよう「人口減少問題」に挑戦し、自らの手で町の未来を切り開きます。

そのため、これまでの全国画一的な取組姿勢から脱却して、豊かな自然や歴史・文化、地理的優位性といった本町の資源（垂井町らしさ）を最大限に活用し、今まで以上に、本町に関わるすべての人々が助け合いやすさの心をもって躍動し、活気にあふれた町にしていきます。

こうした取組により、私たちは、人と町が輝き、すべての人が「人財」となって、新たな地域（協働社会）を共に創っていく将来を思い描き、『ひととまちが輝く 地域共創都市』を垂井町第6次総合計画の将来像に掲げ、これからのまちづくりに取り組んでいきます。

第2章 将来の目標人口

2027年に26,000人の人口を維持

本町の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少局面に入っており、人口減少による消費や経済力の低下が懸念されています。

また、少子高齢化の進行は、将来の税収減少や社会保障費の世代間公平性が保たれなくなるばかりでなく、公共サービスの低下による福祉環境の悪化を招くおそれがあります。

そのため、本町では、将来にわたり持続可能な人口を維持し、発展を続けていくことができるよう、2027年に26,000人の人口を維持することを目指します。

第3章 施策の大綱

本町の将来像である「ひととまちが輝く 地域共創都市」の実現に向け、7つのまちづくりテーマを設定しました。本町におけるあらゆるまちづくり施策は、これらのテーマに準拠して推進していきます。

1 まち全体が活発でみんなで育む幸福度の高いまち（協働）

「垂井町まちづくり基本条例」における協働の意味を、住民・議会・行政が深く理解し、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力して自主・自律した協働のまちづくりを推進します。また、すべての住民が地域社会で幸福に満ちた生活ができるよう、人権意識の高揚を図ります。これらの取組により、まちづくり活動が活発となり、すべての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思える幸福度の高いまちを目指します。

2 自ら考えみんなで取り組む安全・安心なまち（安全・安心）

地震や風水害などの災害や他国からの脅威、交通事故や犯罪から住民の生命や財産を守ることができるよう、行政による公助^{*}だけでなく、自助^{*}・共助^{*}といった地域での活動を推進します。これらの取組により、「自分の身は自分で守る」を基本に、自分でできないことは地域で助け合い、地域でできないことは行政が支援するなど、安全・安心なまちづくりにみんなで取り組めるまちを目指します。

3 将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち（都市基盤・環境）

人口減少や少子高齢化の進行に合わせ、道路や公園、上下水道など都市基盤の維持や整備を進めるとともに、公共交通網の利便性の向上や増加する空き家等の適正管理や有効活用を図り、社会情勢に応じたまちづくりを進めます。また、自然環境保全のため、環境負荷の少ない循環型社会^{*}をさらに推進します。これらの取組により、10年後だけでなく長期的視野に立った、快適で住みやすい生活基盤が整ったまちを目指します。

4 魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち（産業・交流）

本町の多くを占める農地や森林を適正に保存し、効率的な活用を図ります。

また、本町の地理的優位性を活かしながら、雇用と産業の拡大や維持を進めるため、企業誘致や新規起業者、既存企業などの支援を行います。

さらに、豊富な歴史資源や文化・伝統、自然環境を活かす観光戦略を進めながら、観光振興の恩恵が地域経済に寄与できるような仕組みづくりを進めます。

これらの取組により、多くの産業が活性化し、活気あふれるまちを目指します。

5 すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち（福祉・健康）

子どもを産み、育てやすい切れ目のない支援体制づくりを進めるとともに、幼少期から子どもや家庭をもつ希望の大切さを伝え、次代を育みやすい環境を整えます。

また、子どもや高齢者、障がい者などすべての住民が地域に支えられ、地域で過ごし続けることができる環境づくりを進めます。

さらに、すべての住民がいつでも健康でいられるよう、疾病予防や健康診断の受診率を高める体制整備を進めます。

これらの取組により、人と人が支え合い、おもいやりの心でやさしさに触れながら、すべての住民が笑顔になれるまちを目指します。

6 ふるさとへの誇りと愛着をもった人材(「人財」)を育てるまち(教育・文化)

児童生徒が生命や人権を尊重しながら、確かな学力を身に付け、互いを理解し、健康づくりに取り組む教育を、家庭や地域、学校が連携を図りながら進めます。

また、すべての住民が生涯学習や生涯スポーツに親しみ、豊富な歴史資源や文化・伝統を後世に伝え、健康的で文化的な生活を送れるような環境づくりを行います。

これらの取組により、ふるさと垂井に誇りや愛着をもったこれからの担うすべての住民を本町の財産として育てていくまちを目指します。

7 総合計画を実行・実現できるまち（行財政運営）

本町における行財政運営や人材育成のマネジメント力を高め、総合計画で定める戦略と戦術を確実に進めます。

また、本町の魅力を様々な媒体を活用し、効果的にプロモーションすることにより、移住・定住者の増加や交流人口の増加、企業の新規誘致に効果的につなげます。

これらの取組により、総合計画で定めるテーマ別戦略、さらには、組織別行動計画を確実に実行・実現することで、持続可能な開発目標（SDGs^{*}）の推進にも資する持続可能な活気あるまちを目指します。

第4章 将来の都市構造

人口減少社会に対応すべく、戦略的なまちづくりを推進するため、本町における土地利用状況や道路、鉄道などの交通体系を踏まえ、「都市間軸」と「地域間軸」を設定するとともに、JR垂井駅や新庁舎などを中心としたエリアを「都市機能集積拠点」、自然資源や歴史資源を活用し、交流の促進を図るべきエリアを「観光交流拠点」として位置付けます。

また、市街地や郊外居住地において、住居や商業、工業を戦略的に整備し、農地や自然環境の保全を図るため、将来の土地利用の方針を以下のように設定します。

第1節 都市間軸・地域間軸

(1) 都市間軸

町中心部を東西に横断、南北に縦断する国道21号、県道赤坂垂井線、主要地方道岐阜関ヶ原線、県道養老垂井線は、他都市と連携する道路であることから、「都市間軸」として位置付け、名神高速道路や東海環状自動車道へのアクセスも良好であることから、今後さらなる交通量の増加が予想され、車線の増設など利便性の向上を促進するよう道路管理者と連携を強化するとともに、沿線に企業や商業施設などの立地を誘導します。

(2) 地域間軸

本町には7つの地区があり、これらの地域コミュニティが相互に連携を図る必要があることから、主要な道路を「地域間軸」として位置付け、相互の連携や「都市機能集積拠点」との連携を強化します。

また、密集した集落内を通り、拡張が困難である主要な道路は、迂回路の整備を推進します。

第2節 都市機能集積拠点・観光交流拠点

(1) 都市機能集積拠点

人口減少や少子高齢社会を迎え、住民の生活を支える機能（医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業など）の維持が困難となる恐れがあることから、JR垂井駅や新庁舎などを中心としたエリアを「都市機能集積拠点」として位置付け、都市機能の充実を図るとともに、すべてにやさしい基盤整備の促進を図ります。

(2) 観光交流拠点

北部の明神湖や竹中氏陣屋跡などを中心としたエリア、中部の中山道垂井宿や美濃国府跡などを中心としたエリア、南部の南宮大社や朝倉山真禅院、朝倉運動公園などを中心としたエリアを「観光交流拠点」として位置付け、点在する他の観光施設とともに、交流人口の拡大を図ります。

第3節 土地利用の方針

(1) 市街地環境整備ゾーン

都市計画における市街化区域^{*}エリアやこれに隣接するエリアを「市街地環境整備ゾーン」として位置付け、快適な居住環境の整備や買い物及び移動の利便性が確保された空間を創出し、良好な地域コミュニティの醸成を図ります。

(2) 商業集積ゾーン

便利で新たな商業施設が立地する「都市機能集積拠点」や国道21号沿線、歴史的な資源が残された中で伝統的な商業が営まれている「観光交流拠点」である中山道垂井宿周辺や南宮大社周辺のエリアを「商業集積ゾーン」として位置付け、それぞれの特徴を活かした顧客ニーズに合わせた空間の創出を図ります。

(3) 工業集積ゾーン

国道21号沿線エリアや県道養老垂井線沿線エリア、府中地区離山周辺、栗原ほ場整備^{*}地区における非農用地区域、町内に点在する工業用地周辺エリアを「工業集積ゾーン」として位置付け、利便性の向上を図り、新たな企業を積極的に誘致することにより、雇用の場を確保し、人口の転出抑制や転入促進を図ります。

(4) 郊外居住ゾーン

市街化区域^{*}以外の集落エリアを「郊外居住ゾーン」として位置付け、人口減少により地域コミュニティの維持が困難となる恐れがあることから、インフラ^{*}整備や公共交通の充実と、空家等の適正管理の指導や利活用の推進を図ります。

(5) 農地保全ゾーン

市街化調整区域^{*}を中心とした農地エリアを「農地保全ゾーン」として位置付け、担い手と連携を図り、農地の集約や保全すべき農地の基盤整備を促進します。

(6) 自然共生ゾーン

南宮山や朝倉山、池田山など本町を取り囲む自然豊かな山林エリアや相川周辺エリアを「自然共生ゾーン」として位置付け、それぞれの環境特性に配慮し、防災・減災への対応や自然環境の保全を図るとともに、豊かな自然に親しみをもち、自然の大切さへの理解を深め、豊かな歴史・文化資源と併せて活用した交流人口の拡大を図ります。

将来都市構造図



- 都市間軸
- 地域間軸
- 都市機能集積拠点
- 観光交流拠点
- 市街地環境整備ゾーン
- 商業集積ゾーン
- 工業集積ゾーン
- 郊外居住ゾーン
- 農地保全ゾーン
- 自然共生ゾーン
- 高速道路